

令和5年度第2回堺市総合教育会議 議事録

開催日 令和5年11月13日(月)
場所 堺市役所 本館3階 大会議室2・3
出席者 永藤 英機 市長 栗井 明彦 教育長
河盛 幹雄 教育委員 宮本 功 教育委員
新谷 奈津子 教育委員 長田 翼 教育委員
案件 (報告事項)

- ・ 教育委員会にかかる一連の不祥事対応
- ・ 学校におけるICTの活用
- ・ 堺市がめざす特別支援教育の姿
(議題)
- ・ 働きやすく「働きがい」のある学校の実現

開会 午後2時00分

〈永藤市長〉

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日は報告事項として、前回議論した「教育委員会にかかる一連の不祥事対応」「学校におけるICTの活用」「堺市がめざす特別支援教育の姿」について状況を確認します。議題として、働きやすく「働きがい」のある学校の実現に向けた教職員の働き方について、皆様と協議したいと考えています。

教員の長時間勤務は全国的にも問題となっており、本市でも改善が必要です。またこのことは教育委員会にかかる一連の不祥事をはじめ、これまでも議論している様々な課題とも関わるものだと思います。子どもたちにより良い教育環境を提供するために、教員の果たすべき役割とは何かという原点に立ち返り、学校現場の業務のあり方を見直すことが重要です。そして全ての教員が自身の生活も大切にしながら毎日心身ともに元気で教壇に立つことができ、一人でも多くの方に「堺市の教員として働きたい」と思ってもらえることをめざしたいと思います。

今回は教職員を取り巻く環境や本市の現状、課題を踏まえて、教育委員の皆様のご意見をお聞きしながら、今後の取組の方向性を共有したいと考えています。どうぞよろしくお願ひします。

〈事務局〉

本日の案件に入ります。まずは報告事項「教育委員会にかかる一連の不祥事対応」、「学校

における ICT の活用」、「堺市がめざす特別支援教育の姿」について、教育委員会事務局から資料の説明をお願いします。

〈教育委員会事務局〉

「教育委員会にかかる一連の不祥事対応」

報告事項の一つめのテーマ「教育委員会にかかる一連の不祥事対応」について資料をもとに説明します。資料 1 ページをご覧ください。本年 8 月の第 1 回総合教育会議の振り返りと方向性です。第 1 回の会議では、「日常の行動の変化・仕組み、制度の変更」を行うため、意識改革・マネジメント・習慣風土等の観点を踏まえ、教員とともに考え実効性のある取組を実施するとご報告しました。現在、様々な取組を複合的に実施し、不祥事の根絶を図るために検討を進めており、本日はその状況報告を行います。

資料 2 ページをご覧ください。現在の検討状況とポイントです。上段は意識改革・マネジメント・習慣風土です。一番重要なことは、「意識を改める」ことです。「意識を改める」ためのプログラムの策定を考えており、主な内容は、不祥事案を起こさないため、教員の特性や陥りやすい傾向、学校固有の習慣風土等を客観的に整理・可視化し理解を促すこと。これまでの不祥事案を参考に具体的事例を取り上げ、未然防止の観点から、教職員自らの考え方や行動のあるべき姿を見つめ直すこと。さらに実際に被害に遭われた方々、不祥事案を引き起こした当事者、あるいは当事者を管理監督する立場の校長等の声を集め、当事者の気持ちを自分事として捉えること。また、資料に記載はないですが、教員としての仕事に対する誇りを高めること。このような内容を基本として検討を進めており、プログラムの中では、教員が一人で悩みを抱え込まなくても良いというメッセージも併せて伝えたいと考えています。そして、何よりも大事なことはこれらの取組を着実に進めていくことです。取組の実施状況を確認できる仕組みも併せて構築します。現在、校園長の代表や大学教授等の外部有識者、教育委員会事務局職員が内容を議論しながら作成に取りかかっており、令和 6 年 2 月頃の完成をめざします。続いて下段をご覧ください。人事異動については、組織を活性化し、円滑な学校運営に資するよう実施します。また、教職員の働き方について、これまでの取組から一層の改善を図るため重点的な取組を進めます。本日の会議の議題としていきますので、この後の議論をお願いします。今ご説明しました様々な取組を複合的に進めることで、教職員の意識、そして行動・仕組みを変え、不祥事の根絶に繋がります。説明は以上です。

「学校における ICT の活用」

報告事項の二つめのテーマ「学校における ICT の活用」について、資料をもとに説明します。資料 1 ページをご覧ください。学校における 1 人 1 台パソコンの活用状況について、2 学期に授業でどの程度使用したかを調査したところ、週 1 回以上使用したと回答した児童生徒は小学校 6 年生で 94.6%、中学校 3 年生で 81.1%でした。今回の調査結果は、本年 8

月の第1回総合教育会議においてご報告した令和4年度の活用状況及び令和5年4月～7月の活用状況の調査結果と比較して活用率は上昇しているものの、活用率100%には達していません。

資料2ページをご覧ください。さらなる活用促進に向けて、現在進めている取組は大きく三つあります。一つめは「活用の底上げ」です。活用率の低い学校への集中的な対策として、指導主事等による学校訪問研修、インフルエンサーによる授業支援・助言・相談などを通じた伴走支援を行っています。二つめは、「活用の多様化」です。ICTを活用した授業を容易に実践できる活用事例の提供、教員のICTスキルや学校のICT活用率に応じた伴走支援、個々の児童生徒の課題学習や振り返り学習等における学習支援コンテンツの活用に向けた取組などを進めています。三つめは「活用の日常化」です。1人1台パソコンを活用した授業の日常化に向けて、1人1台パソコンの活用例を示した授業改善案について検討を行っています。さらなる活用促進に向けて、引き続き「慣れる、使う」取組を進めます。説明は以上です。

「堺市がめざす特別支援教育の姿」

報告事項の三つめのテーマ「堺市がめざす特別支援教育の姿」について、資料をもとに説明します。

資料1ページをご覧ください。令和5年8月の第1回総合教育会議における主な意見です。学習を進める際には、ユニバーサルデザイン化が重要であるというご意見や、学校現場の教員や関係者への聞き取りを行う必要があるなどのご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、ユニバーサルデザインに関すること、学びの場の見直しや本市がめざす特別支援教育の姿に関することについて、本市の現状や他市事例の把握、教員や専門家への意見聴取を行いました。

資料2ページをご覧ください。今後、開催が予定されている第3回総合教育会議でのプラン（案）の議論に向けた現時点の中間報告です。

資料3ページをご覧ください。小学校、中学校で実施したアンケート結果から、上の表は学校における取組内容をまとめたものです。取組内容を踏まえた考察を下段に取組状況として示しています。取組内容としては様々なことが行われていますが、特別支援教育の領域に関わるものではなく、全ての児童生徒を意識したものとなっていると捉えています。また、小学校、中学校ともにユニバーサルデザイン化の取組は概ねできているという回答の一方で、中学校では子どもの主体的な意思表示を促す支援などの取組が十分でない項目があることも分かってきました。さらに、取組事例の多くが視覚にアプローチするものであり、視

覚以外へのアプローチが少ないことも分かりました。

資料 4 ページをご覧ください。上段に専門家の意見と学習のユニバーサルデザインの定義、下には今後のめざす方向性を示しています。学習のユニバーサルデザイン化に向けた留意点について専門家にお聞きしたところ、「個々の子どもの状況に応じて考えるもの。また、概念を固定化した認知は適切ではなく、柔軟な対応が求められる」とのご意見をいただきました。これらの内容を踏まえ、ユニバーサルデザイン化に関してのめざす方向性を下段にまとめました。特別支援教育だけでなく、全ての施策や活動にユニバーサルデザインの視点を取り入れるための意識醸成を図ること。ユニバーサルデザインに対する正しい理解促進や、好事例の学校間・校内共有を図ること。ICT 機器やツール等の特徴を活かした効果的な取組の検討を行うこと。以上をめざす方向性として示しています。

資料 5 ページをご覧ください。本市がめざす特別支援教育の姿を実現する上で重要と考える三つの観点である「学びの場の見直し」、「切れめない支援」、「通級担当教員の資質向上」という点で、本市の取組と他自治体の事例を整理しました。今後は、他自治体の事例も参考にしながら、より良いものをめざします。

資料 6 ページをご覧ください。専門家からは、今後の通級指導教室や今後の特別支援教育に求められる視点について、校内体制の構築、学びの接続、全市的な取組の強化に関してご意見をいただきました。他市の事例や専門家の意見を踏まえ、堺市がめざす特別支援教育の姿に向けた方向性をまとめました。校内体制整備とユニバーサルデザイン化と合わせて進める「学びの場の見直し」の推進、就学前から小・中・高、さらには社会に至るまでの切れめない支援、通級指導教室の増設置に向けた教員の専門性の向上やノウハウの共有が必要と考えています。これらのめざす方向性を踏まえプラン（案）の策定に向け取り組み、第 3 回総合教育会議では改めて議論いただきたいと考えています。説明は以上です。

〈事務局〉

それでは報告事項について、教育委員会を代表して教育長からご発言をよろしくお願いたします。

〈教育長〉

初めに「教育委員会にかかる一連の不祥事対応」についてです。どの学校においても校長や教頭が教職員に対して、手を替え品を替え繰り返し日々指導を行っているはずですが、それにもかかわらず不祥事が後を絶たないという現状があることは、やはりこれまでの取組では限界があったのではないかと思います。従来からの手法である、使命と誇りの再認識や風通しの良い職場作りなど、お互いの思いや気持ちを通じ合えるような、また感覚的な取組

を指示、指導し続けるだけでなく、「客観的根拠に基づく不祥事防止」や「不祥事防止の取組を科学する」ということにも取り組まなければならないと思います。例えば専門家の知見を借りながら過去の多くの事例やデータ等を累積、分析することで、不祥事を起こす可能性がある兆候の気づきの根拠となる信頼性の高いチェックリストの作成などが考えられないかと思います。さらに若手や臨時的任用の教職員に対する定期的な不祥事防止研修を任命権者主催で積極的に行うことも考えていかないといけないと思います。また学校は大量の個人情報を取扱っていることを忘れてはいけません。NTT 西日本系列会社の元派遣社員が約 900 万件の顧客情報を外部の名簿業者に流出させていた問題は他人事ではないと思います。堺市でも児童の氏名が入ったゴム印を紛失するという事案がありましたが、個人情報を紛失したという認識がなく、当該学校の教職員の大半が個人情報の定義を理解していませんでした。学校行事でも、例えば児童生徒や保護者の氏名等が入った資料を配布する機会もあるはずですので、個人情報の扱いについては慎重にしなければならないことを肝に銘じなければならないと思います。また、学校現場ではこれまで似たようなことがあっても表沙汰になっていなかったから大丈夫だろうという根拠のない自信や思い込みをしている人がいるかもしれませんが、それは世間の厳しい目とずれています。教育法規を改めて理解することや、校長の権限と責任に関する法規も改めて理解しなければいけません。国が行っている管理主事研修には教育法規研修が盛り込まれており、堺市からも管理主事が毎年度参加しています。そういう人材が講師となって他の教職員に対してしっかり理解させるための機会を設けなければならないと感じました。意識を改める取組を着実に進めるために、校長、園長の代表が、今回自分事として検討組織を立ち上げたことは信頼回復への第一歩になると思います。またこれとは別に、今月 10 人の校長経験 1 年から 3 年の若手校長と話をする機会があり、不祥事について自分事として納得して、粘り強く対峙するという強い意思を感じることができました。教育委員会や校内の教職員とも相互理解が進むことを期待していますし、私からも全校園長が納得できるように繰り返し、不祥事への対応について伝えたいと思います。

次に「学校における ICT の活用」についてです。11 月 2 日に政府で「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、その中で「初等中等教育におけるデジタル人材育成システムの抜本的強化は、我が国の成長戦略に欠くことができない重要な施策である。GIGA スクール構想の第 2 期を見据え、予備機を含む 1 人 1 台端末の計画的な更新を行う。その際、地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、各都道府県に基金を設置し、5 年間支援を継続する」とされました。国の今年度補正予算案が先般公表され、公立学校分として 2,643 億円を計上し、5 年程度かけて計画的に更新を進められるようにするとしています。そのうえ 15%以内で予備機も整備でき、補助基準単価も GIGA スクール構想から 1 万円増額の 5.5 万円まで支援できるようになっています。端末更新の予算というのは世界的にも例がないと聞いていますので、ぜひ大事に使っていきたいと思います。そして、1 人 1 台

パソコンをマストアイテム化した質の高い授業の実現に向けた学校の日々の努力をこれまで以上にバックアップしていかなければならないと思いますが、他自治体と比べて堺市は活用が進んでいるのかという疑問があります。国においては、使っていない学校のパソコンの更新は必要ないのではないかという議論が出てくる可能性がありますし、それぞれの自治体の教育委員会のやる気とマネジメント力が問われるところです。このことから、ICTの活用にあたっては綿密な計画性を持って進めていかなければいけません。国の基金活用は行政事業レビューの中でも過去に種々課題を指摘されており、今後基金の活用については様々な制約が出てくる可能性があります。また、中学校で週1回以上利用している割合が81.1%という活用率の数値結果は問題があります。既に「情報Ⅰ」は高校で必修化されており、令和7年1月の大学入学共通テストから新たに出題科目として設定されますが、そのことを教員も教育委員会の担当者も十分に理解していないのではないかと思います。また2019年に経済産業省が行った「IT人材需給に関する調査」によると、2030年には最大で約79万人のIT人材が不足するといわれています。ITスキルのある人材が単に増えれば良いというわけではなく、Society5.0の社会では「課題解決」と「価値創造」ができる人材の育成が必要とされています。ICT機器をツールとして活用し、自らが考えた新しい発想やアイデアで具現化できる人材の育成が必要とされていることも理解されているのか疑問です。やはり早急に取り組む必要があると思います。

最後の「堺市がめざす特別支援教育の姿」ですが、「障害者の権利に関する条約」で定義されているユニバーサルデザインの考え方を考慮すると、「ユニバーサルデザインの考え方を授業に取り入れる」とは、「個別的な調整や特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての子どもがよく分かる授業をつくること」であると考えられています。資料にもある通り、一斉の授業で学習に困難を抱えた児童生徒に対して行う工夫が、その児童生徒以外にとってもより良い理解に役立つことがあり、このような観点から、困難を抱えた児童生徒を含む全員が参加し理解を深めることができる授業をつくることが、ユニバーサルデザインの考え方を授業に取り入れるということだと言えます。教育委員会としても、ユニバーサルデザインの7原則を踏まえ、特性、能力、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいような授業をデザインする考え方の共有を図っていきたいと考えています。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。市長いかがでしょうか。

〈永藤市長〉

まず「教育委員会にかかる一連の不祥事対応」についてです。教育委員会にかかる不祥事については毎回、総合教育会議の案件としています。一方でこの間も相次いで不祥事が発生

している状況です。改善の取組は掲げるだけでは意味がなく、不祥事が発生した学校だけで取り組んでも別の学校で発生することにもなりかねません。教育委員会として責任を持って全ての学校園の状況を把握し、取組の効果が発揮されるよう常に改善をめざして行動してほしいと思います。来年2月には、各学校園での取組状況の確認方法も含めて不祥事根絶に向けたプログラムを作成されますが、それまでの間に不祥事が次々発生することが決まらないう、保護者の皆さんや児童生徒の皆さんが安心して学校に通えるように教育委員会として気を引き締めて、強い意識で臨んでもらいたいと思います。

次に「学校における ICT の活用」についてです。前回の会議で ICT 活用率 100%を達成してほしいと私からお伝えしています。中学校ではまだ 20%近くが週に 1 回すら使っていない極めて深刻な事態だと思います。ICT を本当の意味で活用するには、まずは使われないことには始まりません。これまでも教育委員の皆様からも改善に向けたご意見をいただきましたが、今も使用していない教員がいる状況です。これは学ぶ教員によって、子どもたちの学習内容や ICT 能力に格差が生じることにも繋がると思います。教育長にもう一度お伝えしたいと思いますが、まずは 1 人 1 台パソコンを 100%活用する前提として、使わなければその後の活用もありません。早急に取り組む必要があるというご発言もありました。ぜひ教育長の強いリーダーシップをもって、まずは一刻も早く全ての教員が ICT を使ってみることを実現してもらいたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

〈教育長〉

まずは教員が試してみることが大事です。例えば授業以外の校務や職員会議などでも ICT 機器を使う場面が多々あると思います。校務の中で使うことができればさらに授業での活用にも展開できるはずなので、まずは慣れていくことが大切です。GIGA スクール構想第 2 期を見据えて端末更新も進められますが、実際に基金を出す立場である財務省から見れば、使っていない学校、教員、子どもに対して使っていないのだから機器の更新もいらないうと言われてしまうことは非常に心配なところです。そのようなことが絶対にないよう教員がしっかりと使いこなせることが必要です。子どもたちはむしろ柔軟ですので簡単に使うことができます。教員が立ち遅れていては何も進みません。まず校務で試していく機会が必要だと思います。

〈永藤市長〉

現在、中学校での活用率が 81.1%ですが、使っていない学校や教員はある程度把握できていると思います。以前、教育委員の皆様からご意見をいただいておりますが、そのような学校、教員に直接アプローチをしなければならぬと考えます。令和 2 年に導入されてから長年たっているため、「使ってください」と言うだけでは改善は難しいと思います。使っていない教員にきちんと聞き取りをしてまずは使ってもらうこと、そして使っていることを教

育委員会が確認することが大切です。一刻も早く今の事態を打開できるよう進めてもらいたいと思います。

そして「堺市がめざす特別支援教育の姿」についてです。本日の資料では「ユニバーサルデザイン」という文言が多く登場しています。ユニバーサルデザインという概念は重要な観点の一つだとは思いますが、特別支援教育の充実を図る意味ではソフトとハードの両面からの対応が必要と考えます。堺市全体として障害のある子どもに安心してもらえる環境を整えることが重要ですので、堺市の特別支援教育全体として望ましい姿を常に意識しながら、環境や体制の充実に向けて具体的な取組に繋げてもらいたいと思います。

〈事務局〉

ありがとうございます。報告事項については以上とし、議題に移ります。本日の議題は働きやすく「働きがい」のある学校の実現です。まずは教員を取り巻く環境や本市の現状と課題、めざす教職員・学校園の姿、見つめ直しの視点について、教育委員会事務局から資料の説明をお願いします。

〈教育委員会事務局〉

働きやすく「働きがい」のある学校の実現

それでは資料をもとに説明します。資料 1 ページから 5 ページをご覧ください。まず、「教員を取り巻く環境」から説明します。令和 4 年度に実施された国の教員勤務実態調査の速報値によりますと、平成 28 年度の前回調査に比して全ての校種で在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教員が多く、4 ページにあるように精神疾患による病気休職者も増加傾向となっています。併せて、5 ページのアンケート調査からも全国的に教員不足という厳しい状況が分かります。

資料 6 ページから 7 ページをご覧ください。こちらは「中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会の緊急提言」と「文部科学大臣メッセージ」です。いずれも近年の教員を取り巻く勤務環境の厳しさを踏まえ、令和 5 年 8 月に公表されたものです。

資料 8 ページから 13 ページをご覧ください。本市の現状と課題です。9 ページに示しているように、本市において、これまで様々な業務改善等の取組を実施してきました。しかしながら 11 ページ、12 ページのとおり、国の傾向と同様に依然として長時間勤務者は多く、精神疾患による病気休職者数は増加しています。13 ページでは課題を取りまとめています。本市教員の滞在時間は平成 28 年度と比較すると減少していますが、過労死リスクが高まる基準となる月 80 時間を超える教員数は依然として多く、加えて長時間勤務の対象者が固定化されている傾向にあります。また、現職死の事案が過労死による公務災害として認定され

ており、継続した教員の健康管理が必要です。教員が長時間勤務によって余裕がない状態であることは、子どもの変化に気づきにくくなることや、事務処理誤りを誘発しかねません。教員が教員にしかできない業務に専念できる環境を整備し、教職の魅力を向上することが必要という点を課題として認識しています。

資料 14 ページから 19 ページでは「めざす教職員・学校園の姿」と「見つめ直しの視点」についてまとめています。15 ページをご覧ください。先ほど述べた課題を踏まえ、本市のめざす教職員・学校園の姿を 3 点にまとめて示しています。これらは、教員が健康に働くことができる勤務環境であり、教員としてのやりがいを感じながら働くことができ、地域・保護者とともに子どもたちを育むことができる、そういった姿としました。16 ページから 18 ページをご覧ください。めざす姿を実現するために令和 7 年度末までの目標値を設定しました。19 ページをご覧ください。これらの目標を達成するための「見つめ直しの視点」として三つの視点を示しています。学校園だけではなく、教育委員会も同じ視点で一緒に取り組みます。本市に限らず、学校現場の業務は今の人員では勤務時間内におさまらず、長時間の時間外勤務を行うことが前提となっている状態です。これまで学校現場で子どもたちのために行われてきたことを何も変えずにやり続けるのであれば、教員の長時間勤務はいつまでも解消することができません。これまで学校現場で「当たり前」のこととして行われてきたことそのものを「見つめ直す」ことが挑戦です。これには、保護者や地域の皆さんの理解も必要になります。見つめ直しに挑戦しないと、教員の勤務環境は改善することはできないと考えています。「見つめ直す」ことは、「やめる」一択ではありません。見つめ直した結果「やめる」、「減らす・変える」、そして「続ける」選択肢も含めた挑戦です。前半部分の説明は以上です。

〈事務局〉

それでは、ただいまの教育委員会事務局の説明を踏まえ、まずは教育委員の皆様からご意見がございましたらよろしくお願いたします。

(河盛教育委員 挙手)

〈事務局〉

河盛教育委員、よろしくお願いたします。

〈河盛教育委員〉

近年、教員の身体的精神的負担が増加していることが問題になっています。負担が増加した原因として、時代の急激な変化に対応するべく教育活動のさらなる充実、改善が求められていること、そしていじめや不登校などのより複雑化、困難化する問題への対応が必要とな

っていることが挙げられています。教員の勤務実態調査の集計では、教員の長時間勤務の看過できない実態が明らかとなっています。この状況下に文部科学省より、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨き、そしてその人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行うことを目的として、学校における働き方改革を進めよとの発信が出ています。堺市において教員の働き方改革を推進するにあたり、教員の業務がますます増えている現実を直視する必要があります。新たに重要で緊急性の高い業務を推進するためには、従来から行っている業務を減らさないと当然パンクしてしまいます。そのため、スクラップアンドビルドが必要となります。従来から行っている無駄な業務を減らす、基本的な業務やルーチン業務を省力化する、他のやり方を検討するなど、民間で行っていることと同じことが必須となります。従来から行っている業務の見直しには、これまでの「当たり前」から脱却して、慣習や前例に捉われず決断することが必要です。

業務の見直しについて、学校現場で教員と管理職の意見の違いが当然あると思いますが、校長がマネジメント力を発揮して強いリーダーシップのもと決断し、推進することを期待しています。業務見直しの影響を受ける関係者が、学校内の教員、生徒、保護者、学校外の地域関係者まで広がることが考えられ、業務内容の変更について調整を行う際は、担当教員だけでなく学校管理職が前面に立ち調整することが必要と考えます。調整が困難な場合であっても、時間と労力をかけて一件ずつ丁寧に進めることをお願いしたいと思います。民間企業では、時間外労働の上限が明確に規制され労働基準監督署の立ち入り検査もあり、厳格な管理のもと働き方改革が進みつつあります。教員の場合、労働者なのか専門職なのかの議論もあり、民間企業の労働者に比べ教員の働き方改革の実現には多くの課題があると思いますので、十分な準備が必要であると考えています。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご発言はありますでしょうか。

(長田教育委員 挙手)

〈事務局〉

長田教育委員、よろしく申し上げます。

〈長田教育委員〉

私は保護者代表として、教職員と保護者、地域との信頼関係を築くために、課題だと感じていることについて発言したいと思います。資料13ページにも本市教員の長時間勤務に関する課題が挙げられていますが、教育の専門家や関係者の間では、子どもの教育の充実のために教職員が心身ともに余裕を持つ必要があるという前提が共有されていますが、保護者

や地域の皆さんにはまだ十分に伝わっていないと感じています。このまま働き方改革の手段だけが先に進んでしまうと、保護者や地域の皆さんからは教員が楽をしただけなのかと思われてしまうのではと心配しています。校長は働き方改革の目的を学校のお便りなどで丁寧に発信してくれていますが、どこか一方通行になってしまっている印象です。もちろん保護者も子どもの教育に関わる当事者ですので、学校のお便りを読んで主体的に考え、教育の課題に歩み寄るといった姿勢が必要ですが、それも足りていないように思います。保護者も余裕がないのかもしれませんが。そういった人たちにどのようにして目的を伝えるのか、届けるのかというところに知恵を絞る必要があると思います。ただ文章で発信するだけでなく、皆が同じ認識を共有できる方法を模索し進めていきたいと考えています。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご発言はありますか。

(宮本教育委員 挙手)

宮本教育委員、お願いします。

〈宮本教育委員〉

民間企業の立場から見ると、月 80 時間以上の勤務が連続する状況は非常に重い事態と受け止めます。教員の皆さんにとっても当然重い事態であると思います。教員の皆さんは、子どもたちのために緊急対応などを求められ、とても献身的に業務をされていますが、やはり健康でなければ結果的に子どもたちのためにならないと思います。教員だから健康の優先順位を落として良いということではなく、教育委員会も管理職も、一般の企業と同様に考えるべきだと思います。一般的に、ある会社の休職者の 80%以上が精神疾患による休職だと知った場合、若い人はその会社に就職したいとは思わないはずですが、教員が足りないという問題は、人口が減少する中で優秀な人材の奪い合いにとどまらず、そもそも必要な人数が確保できないという問題になります。新たな取組や特別支援教育などの教育の充実を実現するためには、教員の確保がとても重要な教育活動の柱になると思います。したがって、教員の皆さんが健康でやりがいをもって働きながら、自分の時間や家庭での時間をしっかり確保できるということが、教員をめざす人たちから見てもとても大事なことだと思います。長時間勤務や健康に関するリスクについては、教育委員会として危機感を持って解決に向けて取り組みたいと思います。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご発言はありますか。

(新谷教育委員 挙手)

新谷教育委員、よろしくお願いします。

〈新谷教育委員〉

保護者と意識を共有することの重要性について長田委員からご意見がありました。保護者に加えて地域の皆さんと、学校や教員との認識の共有も重要な課題だと私は考えています。管理職からのトップダウンでは、部活動に熱心に取り組む教員が勤務時間を短縮しなさいと言われてやりがいを損ねてしまう場合があるのではないかと思います。24 時間児童生徒と向き合って自分の時間を犠牲にすることを美德と考える風土も、まだ少なからずあると思います。特に長時間勤務の削減が一番大切な当面の目標になるわけですが、学校の管理職や教員と認識の共有がないまま勤務時間の削減だけを目標に掲げると、教員が管理職に報告せずに時間外勤務を行うなど数字のつじつまを合わせるような事態が生じるかもしれません。教職員の働き方改革は子どもたちのためであるということ、教員がやりがいを持って働くことが、子どもたちの将来に繋がるという認識を皆で共有することが必要です。日本の、堺市の将来のために、教育委員会、学校の教員、保護者、地域の皆さんと一緒に力を合わせて教員の働き方を変えようとする風土を作ることが不可欠と考えます。何のために行うのか、目的を実現するために何をするのか、目的と手段を共有し成果を報告することに今後取り組みたいと考えます。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。教育長いかがでしょうか。

〈教育長〉

資料3 ページの教員勤務実態調査について、左上から六つの項目「朝の業務、授業、授業補助、授業準備、学習指導、成績処理」という極めて授業に近い業務に要している時間を足し合わせると、1 日当たり小学校は7 時間 16 分、中学校は6 時間 35 分もの間これらの六つの業務に携わっていることが分かります。さらにこの中の授業と授業補助だけを見ると、小学校 1 コマ 45 分、中学校 1 コマ 50 分で換算すると、1 人 1 日当たり小学校は平均 6.1 コマ、中学校は平均 4.4 コマ教えていることが分かります。7 時間 45 分しかない勤務時間の中で、これだけ授業に近い業務に携わっているということは、他のことに向き合う時間がないということです。表のさらに下にある「生徒指導、行事、学級・学年・学校経営の時間、職員会議・学年会」などの時間を合わせると、1 日平均小学校で 9 時間 29 分、中学校で 9 時間 00 分の勤務となります。この中に事務的な業務や部活動などは含まれていませんが、小学校、中学校とも 1 人 9 時間勤務していることが分かります。業務のやり方や役割、校務分掌の見直しなどは各校でも進められていると思いますが、学校間で取組に差があり、縮減

できたとしても数十分程度ではないかと思います。学校だけに任せることには限界があり、教育委員会が主導するタイミングだと思います。

文部科学省からも、学校における働き方改革について、大臣メッセージをはじめ幾度も取組の加速化を求められています。要旨は6点あり、1点めは、子どものためであればどんな長時間勤務も良しとするという働き方は、その中で学校の教員が疲弊するのであれば子どものためにはならない。教員の過労死等の事態が決してあってはならないというものです。2点めは、部活動ガイドラインでは週に2日以上以上の休養日を設け、1日の活動時間は長くても平日2時間程度、休業日は3時間程度とされているという点。3点めは、標準授業時数を大幅に上回っている、具体的には年間1086コマ以上で教育課程を編成している学校について、指導体制に見合った計画への見直しを必ずお願いするという点。4点めは、校外において職務に従事している時間や土日、祝日などに校務として行う業務の時間も在校等時間に含まれるが、客観的な方法により計測できているかを確認のうえ、できていない場合は直ちに対応すべきという点。5点めは、国の骨太方針でも、来年度からスクールサポートスタッフといわれている「教育業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進める」とされている。また、教育業務支援員の配置は着実に教員の時間外在校等時間を縮減する効果があるため、教育業務支援員配置拡大のための予算の確保を積極的にお願います。配置効果に関する定量的なエビデンスは文部科学省ホームページに掲載する予定であるという点。最後の6点めは、教員不足への対応のためにも、年度末に60歳になる教員に可能な限り退職することなく来年度も子どもたちの指導や支援に携わっていただけるようお願いするというものです。教育委員会としてもこの6点を真摯に受け止め、学校任せにしない取組を進めたいと思います。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。市長いかがでしょうか。

〈永藤市長〉

まずは現状についてです。堺市でもこれまで各種プランを策定して取り組んできた結果、教員の在校等時間は平成28年度に比べると幾分減少していますが、大幅な改善には至っていないと考えています。病気休職のうち精神疾患による休職が占める割合が高くなっており、全国的にも教員不足が悪化しているという状況です。

資料13ページに課題としてまとめられている下から二つめの点について、教員が長時間勤務によって余裕がなくなることは、事務処理誤りを誘発することに繋がりがねません。また、事務処理誤りはあってはなりません、それよりも重要なことは教員が子どもの変化に気づくことができないこと、子どもに向き合うことができないことです。これは教育の根本

にも関わる重大な問題だと思えます。余裕がなくなることにより子どもを見る時間が取れないこと、子どもに関心が向かないことは決してあってはなりませんので、目的を明確にして取り組む必要があると考えます。

資料 15 ページに「めざす教職員・学校園の姿」の記載があり、二つめの「教員が子どもの成長を実感することができる」という点が特に重要だと考えます。ICT の活用については私からも何度も指摘していますが、子どもたちの成長を実感できること、子どもたちに向き合えることが教員にとってやりがいやモチベーションに繋がると思えます。

そして資料 18 ページの「保護者・地域と信頼関係を築くことができる」という点について、新谷委員、長田委員からご指摘がありました。教育委員会や教員目線に立っているので目標値も「教員の負担軽減」という言葉を使っていますが、今も地域の皆さんに大変ご尽力いただいています。通学時の見守り活動については地域の方にボランティアで関わっていただいています。高齡化や人手不足により負担のある中でも工夫しながらご協力いただいています。教員の負担軽減に対する理解は必要ですが、保護者の皆さん、地域の皆さんと丁寧に認識共有をしながら、目的に照らし合わせてより良い仕組みをめざしてもらいたいです。決して学校や教員の都合だけでなく、多大なご協力をいただいている皆さんの活動も踏まえて改善できる仕組みを検討してほしいと思えます。

資料 19 ページの「これまでの「当たり前」からの脱却」については、それぞれの学校園だけでなく教育委員会も強く意識しながら、市内の各学校園が実際にここに掲げる内容を実施できているかどうかを把握する必要があると思えます。教育委員会の全ての職員が強い認識を持たなければ各現場で伝わるはずもなく、校長のマネジメントにも繋がらないと考えています。河盛委員、宮本委員からもご指摘をいただきましたが、教育委員会として各学校現場と認識を共有していただきたいと思えます。

〈事務局〉

それでは、続いて「見つめ直し」重点項目の設定について、教育委員会事務局から資料の説明をお願いします。

〈教育委員会事務局〉

資料 21 ページをご覧ください。国の中央教育審議会特別部会の緊急提言等を踏まえ、先ほど説明した三つの視点で「見つめ直し」重点項目を 9 項目掲げています。表の左端の数字は「めざす姿」の数字と一致しており、これらのめざす姿を実現するための具体的な取組を、観点と方向性にまとめて一覧としています。

資料 22 ページをご覧ください。重点項目に取り組むための具体的な三つのアクションを示しています。一つめは「自前（自校）主義からの脱却」とし、自分流、学校独自のやり方から標準化、共有化に転換します。二つめは「長時間ニアリーイコール（≒）成果からの脱却」とし、時間をかければかけるほど良いものができるという意識から、時間対効果という意識へ転換します。三つめは、「学校だから、自分は先生だから子どもに関することは何でもする」といった献身的な体制・意識ではなく、地域、保護者も含め学校や子どもに関わる全ての人がそれぞれの役割を相互理解し、子どもたちを育むことができる体制へ転換します。

資料 23 ページ以降では、重点項目ごとに、これまでの取組、教育委員会と学校園の挑戦、挑戦後の姿を示し、3アクションのどれにあたるかも示すことで、取組のイメージがより具体的に持てるようにしています。一番下に記載の期待される効果は、主に削減が見込める勤務時間数を示しています。これは、国が示している業務改善効果時間を参考に作成しています。

資料 32 ページから 33 ページをご覧ください。32 ページでは、「見つめ直し」重点項目の取組による効果をまとめました。取組によってめざす姿が実現すると、33 ページにあるように教員の勤務環境が改善し、地域・保護者の理解のもと教員が教員にしかできないやりがいのある業務に専念することができ、働きやすく「働きがい」のある学校が実現します。今回お示したこれらの重点項目の取組を実践することは、教員の負担軽減を図ることが最終目的ではなく、教員が教員にしかできない業務に専念できる環境を作ることによって、本市の教育が充実し、子どもたちの確かな学びや健やかな成長に繋がるものと考えています。説明は以上です。

〈事務局〉

それでは、ただいまの教育委員会事務局の説明を踏まえ、まずは教育委員の皆様からご意見がございましたらよろしくお願いたします。

（河盛教育委員 挙手）

河盛教育委員、お願いします。

〈河盛教育委員〉

教職員の働き方改革によって学校教育の業務内容が大きく変わることは、民間企業の業務内容が変わることとは大きく異なると思います。学校内だけでなく、保護者、学校のある地域住民、最終的には市町村全体に影響が広がると考えています。保護者や学校のある地域

住民に限定したとしても、学校独自で理解と協力を得るのは簡単ではないと思います。影響範囲が広いので、行政が社会や世論に呼びかけて理解や協力を求めることが必要だと考えます。市長・教育長からも地域・保護者へ向けて、働き方改革への理解と協力を求める強力なメッセージを出していただくことをお願いします。働き方改革で堺市の教育が充実し、堺市の明るい未来が開けることを市民にぜひ訴えていただきたいと思います。

地域住民、地域団体、地域企業に、教員が中心になって実施してきた役割をお願いする際には、地域への一方的な押し付けに決してならないようにお願いします。学校と地域との信頼関係を構築し、問題点を一緒に解決する協力体制の構築が極めて重要だと考えます。かつて学校は地域の中心、地域住民の心のよりどころであり、地域全体で学校を支えてきたように思います。地域住民が学校に頻繁に出入りし、学校が主催する行事に地域住民が多数参加することがたくさんあったと記憶しています。昔は、地域がかりで子どもを育てるのが当たり前で、地域が学校に協力する体制ができていました。その後、学校が閉鎖的になり、地域との距離ができてきたように思います。地域に役割を期待するというのは古き良き昔の姿に戻すことを期待するよう思われるかもしれませんが、一方で地域の状況は昔と大きく変わっています。堺の地域社会を担ってきた住民組織である多くの自治会は住民の高齢化が進み、かつてのような活動や協力を期待することは難しく、地域の個人や企業に個別に協力を依頼する必要があります。学校と地域を繋ぐ役目を担う地域学校協働活動推進委員という制度があるようですが、この制度を設けて学校から役割を地域に依頼することは一部の市町村では成功していますが、高齢化が進んでいる地域では当該推進委員への負担が大きく、堺市で一律に実施するのは難しいのではないかと思います。地域住民組織の再生や新たな住民組織の構築など行政として進めてもらうことも必要と考えます。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご発言はありますか。

(新谷教育委員 挙手)

新谷教育委員、よろしくお願いします。

〈新谷教育委員〉

「見つめ直し」重点項目として9項目提言していますが、その中でも1、3、5は、学校レベルで取組を行っていかねばいけないものです。そのうち特に1と3についてお話ししたいと思います。まず「見つめ直し」重点項目1の長時間勤務している教員に対しては、抜本的な取組が必要だという認識を持っており、業務計画を立ててもらうことを提言しました。ただ、長時間勤務している教員に時間短縮を押しつけることがないようにしなければい

けません。学校が責任を持って組織的に業務計画に参画し、必要なサポートを行いながら組織的に評価を行うことを徹底する必要があると考えます。

「見詰め直し」重点項目3では、授業時数の柔軟な運用と適切な管理について、資料25ページに「挑戦後の姿」として「カリキュラムマネジメントが適切に行われ、各校で特色ある教育課程が実践され、その結果、現在標準時間数を大幅に上回っている授業時間数が削減できる」とされています。この考え方は、堺市が進める新たな学校のあり方や学校群の導入にうまく一致するものだと考えます。学校が単独で教育課程を編成し、実施し評価するのは、なかなか難しいかもしれません。授業時数の見直しや業務の平準化にも限界があるかと思えます。近隣の学校と協力して行うことで、より柔軟に検討することが可能になるでしょう。そういった目標を持って行っていることを、繰り返しになりますが学校だけでなく保護者、地域の方と共有し、取組を発信しながら進めることが重要だと思えます。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご発言はありますでしょうか。

(長田教育委員 挙手)

長田教育委員、お願いします。

〈長田教育委員〉

資料29ページ「見詰め直し」重点項目7の「学校行事等の精選」について、保護者の視点から申し上げます。去年から今年にかけて、ほとんどの学校行事が通常に戻りました。わが子の学校行事ができるようになって喜ばしいと感じている家庭も多いと思います。一方で、コロナ禍前後で行事の実施方法に変化があったものには賛否両論がありました。例えば体育大会ですと、以前は全学年で朝から終日を費やしての開催でしたが、最近は学年別で入れ替え制の採用や、短時間で終わるところもありました。そのような変化に対して、保護者からは早朝からの場所取りやお弁当の用意、長時間の拘束がなくなって助かった、ゆったり写真が撮れたと賛成の意見がある一方で、低学年から高学年まで全学年を見たかった、騎馬戦や組体操、縦割りリレーなどの昔ながらの競技がなくなって体育大会らしくないという意見を持つ保護者もいました。昔ながらのやり方を望む保護者の気持ちも分かります。こういったイベントや行事は、保護者や地域の目にふれることも多く、内外からの様々な声があると思います。しかし、過去の思い出に浸る感情からは切り離して合理的に、大前提として子どもの教育の充実のために、やり方を見直す判断をしても良いと思います。長時間勤務の実態が大変な数字で現れていますので、これ以上教員が心身を壊さないために、勇気を出して変える必要があります。

教育委員として学校行事の視察に行った際に、管理職や現場の教員から困っていることについて聞き取りをしたところ、現場は常に疲弊しているということでした。対応しなければいけない業務が増え、かつ人員も足りていない中でさらに行事が復活するという状況で、それでも教員は実施が決まると全力以上の力で頑張ってしまう。教員の素晴らしいところです。さらに子どもたちも教員の気持ちに応じて、素晴らしかった、良かったねと感動で終わってしまいます。保護者からは感動だけが見えて教員が無理しているようには見えません。繰り返しになりますが、教員が無理せずに続けられるような方法に変えていくべきだと思います。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にご発言はありますか。

（宮本教育委員 挙手）

宮本教育委員、よろしくお願ひします。

〈宮本教育委員〉

「見つめ直し」重点項目9の「持続可能な学校部活動への移行」についてお話しします。私自身もそうでしたが、中学生にとって部活動はとても大事な大好きな時間だと思います。一方で教員の長時間勤務の要因の一つに部活動の指導も間違いなく含まれていると考えています。特に部活動の指導は限られた教員、特定の教員に長時間勤務が集中しているかと思ひます。今の中学校の部活動が、スポーツ、文化も含めて、子どもたちがやりたいものが必ず選択できて、質の高い部活動が提供できているかということと実態は異なり、とてもムラがあると思ひます。そういう中で、部活動をしっかり見つめ直して持続可能なものにする、外部の指導を受け入れて外部への移行を行う大きな流れをしっかりと進めていく必要があります。一方でこの機会を使って、子どもたちにとって一番良い最適な部活動の配置を行うべきです。例えば、男の子または女の子が活動できる部活動にムラがあるかもしれませんし、競技人口に応じた部活動配置ができているかどうか、インフラや指導できる教員の体制等にアンバランスやムラが生じているのではないかと思ひます。子どもたちや保護者が熱心に部活動を行っているところに、例えば競技歴のない指導者が配置されると、それが教員のメンタルヘルスに関わる問題になる可能性があると思ひます。

この機会を活かして、子どもたちのための部活動にしっかりと再編することが非常に大事だと思います。堺にはたくさん良い施設があります。やはり都市圏ならではだと思ひますが、良い施設を最適に活かしながら、土日であれば多少の移動もできることも考慮して、部活動

をしっかり配置することが必要です。堺市の様々な競技団体や文化関係団体との相談も必要になるでしょうし、部活動の集約や統合も必要でしょう。特定の場所に新設するという判断も必要かもしれません。せつかくの機会ですから、子どもたちにとって良い部活動、そして教員にばかり負担がかかる形ではないバランスの良い部活動の形への見つめ直しを行うべきです。

それにはやはり統合や外部との協力が切り離せないものだと思います。部活動の外部への移行については総合型地域スポーツクラブや地域のプロスポーツクラブとの連携がいつも挙げられますが、総合型地域スポーツクラブに限って言いますと、やはり堺市は充実している状態ではないと私は思います。そういうことから考えても、教育委員会だけでは解決できない課題なのではないかと思しますので、学校の現場だけではなく、しっかりと取り組む形を作れたら良いと考えています。いずれにしても、子どもたちの充実した学校生活の一つのシーンに部活動があると思います。良い部活動が、結果として勉強等の活動にも良い形で繋がることにもなると思うので、全体を見渡すように部活動の最適配置ができれば良いと考えます。以上です。

〈事務局〉

ありがとうございます。教育長いかがでしょうか。

〈教育長〉

自民党政務調査会の「令和の教育人材確保に関する特命委員会」では、小学校高学年の学級担任の持ちコマ数を週 20 コマ程度とすることをめざしており、教科担任制の拡充と年間授業時数の縮減と相まって改善を進めなければならず、堺市も追随しなければならないと思います。

また私自身が文部科学省で勤務していた時に、現在の教員業務支援員、いわゆるスクールサポートスタッフに繋がる事業を立ち上げた立場としては、堺市における活用状況はあまり芳しいものではないですし、来年度は倍増以上の拡充を図るという国の骨太方針を踏まえた概算要求の状況を見ても、まだ堺市の取組は足りないと思います。スクールサポートスタッフにどの業務を担ってもらうかを整理し、システムティックに機能する組織をめざしていかなければならない。それが、教員が授業に専念できる道だと思います。また併せてスクールサポートスタッフの拡充においては、有償ボランティア制度の整理、見直しは必須ですので、早急に検討すべき課題だと思います。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」という法律があり、現状、教員へ給料の 4% が支給されているものを見直しについての改正法案が来年度中に提

出される予定ですが、これは給与の改善であり負担軽減とは直接関係ないところです。仮に見直しによって教職調整額の4%の手当を廃止して時間外勤務手当を支給する場合には、労基法の36条協定の締結が必要になりますので、校長や教育委員会の労務管理業務が新たに必要になります。既に国立大学附属学校と私立学校は時間外勤務手当を支給している現状がありますが、その私立学校の中でも、働き方改革が進んでいる学校に教職をめざす人が集まり、働き方改革が進んでない学校は時間外勤務手当の支給問題で裁判が起きているという現状もあります。時間外勤務手当の支給についても様々な問題があるということも認識しておく必要があると思います。

理想通りに持ちコマ数を減らすことができれば良いのですが、実際の現場では欠員や休暇の代替で学級に入るケースが増えており、なかなかその通りにはならないのが現状です。午前中も小学校に視察に行きましたが、やはり欠員があり、別の学年の教員が教えているという現状がありました。持ちコマ数を減らしたとしても、その欠員を補えるほどの働き方改革をめざすのはかなり難しいと感じているところです。

また、年間授業時数の超過、すなわちカリキュラムオーバーロードについては要因が複合的であり、分析や対応が難しいところですが、学習指導要領に内容を詰め込みすぎであるという意見がある一方で、教科書や教材の内容が丁寧すぎて教科書自体のボリュームが増えており、それをきちんと教えようとする若手教員が苦しくなっているのではないかという意見もあります。今日視察した学校でも若手の教員が一生懸命頑張っていました。研究熱心で真面目な若手教員は、丁寧に教科書や教材に向き合って一生懸命教えてしまうために、時間が超過しているのではないかという意見もありますので、これについてはまた国の審議の動向など、若手教員の働き方がどうなっているのかという動向も踏まえながら見ていく必要があると思います。

結局、指導内容を厳選し、教材研究、授業準備の時間を確保するためにも、優先順位を考える必要があると思います。行事や研究発表の中でも順位の低いものはやらないということ徹底することも考えなければならぬでしょうし、また若手教員や臨時的任用教員の割合が高い堺市では、その方々に対してデータの共有化、可視化、DXによる効率化が必要となります。併せて検討し、そして徹底することが必要だと思います。

〈事務局〉

ありがとうございます。市長いかがでしょうか。

〈永藤市長〉

見直しの重点項目として9点挙げていますが、いずれも取り組む価値がある内容だと思

います。資料 30 ページに「市長」という言葉もあります。河盛委員からもお話をいただきましたが、ぜひ地域、保護者向けのメッセージの発信に協力したいと思います。実際に効果があり、理解していただける内容にするには、改善されるべき実態と目的に即した効果的な内容、また発信のタイミングも重要だと思います。教育長をはじめ教育委員の皆様からも効果的な発信をよろしくお願いします。

資料 32 ページに目標の数字が挙がっています。今の時間外在校等時間が政令市で 9 位のところ、取組後は政令市で最も少ない 1 位としています。時間外の在が負担になっていることはあると思いますが、この数字だけに囚われると良くないと思います。もちろん減らすことは重要かもしれませんが、その一方で弊害が出ていないかを考える必要があります。33 ページの「めざす教職員・学校園の姿の実現」と「堺の教育の充実」という大きな目的を満たすことができているかを常に確認しながら、併せて時間外在校等時間の削減を図ることが重要だと思います。

不祥事対応の件でもお伝えしましたが、それぞれの取組がどう進められているのか効果検証を行うことが重要だと思います。取り組む前にどういう動きをするかシミュレーションを行ったうえで、各学校できちんと行われているか、効果が発揮できているかを年度ごとではなく随時確認することが大切です。効果が見込めないことを学校現場に押し付けることがあっては逆に負担の増大にも繋がりがねませんので、教育委員会が全校を見渡す視点を持って随時改善する必要があると思います。

相次ぐ不祥事をはじめ様々な課題が露呈している教育委員会ですが、これは堺市だけの問題ではなく、これから全国的にもますます深刻な課題になることが想定されます。問題を抱えている堺市だからこそ、市長部局も強固に連携しながら部活動のあり方や働き方改革を早急に進め、児童生徒に安心して堺で教育を受けてもらえるようにしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〈事務局〉

ありがとうございます。他にどなたかが発言はありますか。よろしいでしょうか。それでは本日の議論を踏まえ、教育委員会事務局において今後の対応をよろしく申し上げます。本日はお時間をいただき、また活発なご議論をありがとうございました。次回の総合教育会議は 2 月を予定しています。開催日時や議題については改めてお知らせします。本日の会議は以上です。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 25 分頃